第９　施設入所支援

１　施設入所支援サービス費（１日につき）

イ　利用定員が40人以下

⑴	区分６	455単位
⑵	区分５	384単位
⑶	区分４	309単位
⑷	区分３	233単位
⑸	区分２以下	169単位

ロ　利用定員が41人以上60人以下

⑴	区分６	357単位
⑵	区分５	298単位
⑶	区分４	236単位
⑷	区分３	186単位
⑸	区分２以下	147単位

ハ　利用定員が61人以上80人以下

⑴	区分６	296単位
⑵	区分５	248単位
⑶	区分４	199単位
⑷	区分３	163単位
⑸	区分２以下	133単位

ニ　利用定員が81人以上

⑴	区分６	270単位
⑵	区分５	224単位
⑶	区分４	179単位
⑷	区分３	147単位
⑸	区分２以下	126単位

ホ　経過的施設入所支援サービス費　別に厚生労働大臣が定めるところにより障害児入所給付費単位数表の第１に掲げるそれぞれの所定単位数に100分の32を乗じて得た単位数

注１　（略）

⑴　（略）

⑵　第10の１の２の注１に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第11の１の２の注１に規定する指定自立訓練（生活訓練）等（同注に規定する指定宿泊型自立訓練を除く。）、第12の１の１の注１に規定する指定就労移行支援等又は第14の１の注１に規定する指定就労継続支援Ｂ型等（以下「指定自立訓練等」という。）を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者

⑶　（略）

２　ホについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定施設入所支援を行った場合に、利用定員に応じ、平成33年３月31日までの間、１日につき所定単位数を算定する。

第９　施設入所支援

１　施設入所支援サービス費（１日につき）

イ　利用定員が40人以下

⑴	区分６	453単位
⑵	区分５	382単位
⑶	区分４	308単位
⑷	区分３	232単位
⑸	区分２以下	168単位

ロ　利用定員が41人以上60人以下

⑴	区分６	356単位
⑵	区分５	297単位
⑶	区分４	235単位
⑷	区分３	185単位
⑸	区分２以下	146単位

ハ　利用定員が61人以上80人以下

⑴	区分６	295単位
⑵	区分５	247単位
⑶	区分４	198単位
⑷	区分３	162単位
⑸	区分２以下	132単位

ニ　利用定員が81人以上

⑴	区分６	269単位
⑵	区分５	223単位
⑶	区分４	178単位
⑷	区分３	146単位
⑸	区分２以下	125単位

ホ　経過的施設入所支援サービス費　別に厚生労働大臣が定めるところにより障害児入所給付費単位数表の第１に掲げるそれぞれの所定単位数に100分の32を乗じて得た単位数

注１　（略）

⑴　（略）

⑵　第10の１の注１に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第11の１の注１に規定する指定自立訓練（生活訓練）等（同注に規定する指定宿泊型自立訓練を除く。）、第12の１の注１に規定する指定就労移行支援等又は第14の１の注１に規定する指定就労継続支援Ｂ型等（以下「指定自立訓練等」という。）を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者

⑶　（略）

２　ホについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定施設入所支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。